

2019年3月18日

シリーズ：脱炭素化社会構築に向けた挑戦  
第一回報告会「パリ・ルールブック：読み解き解説」

# 透明性枠組み

途上国の視点からパリ・ルールブックを読み解く

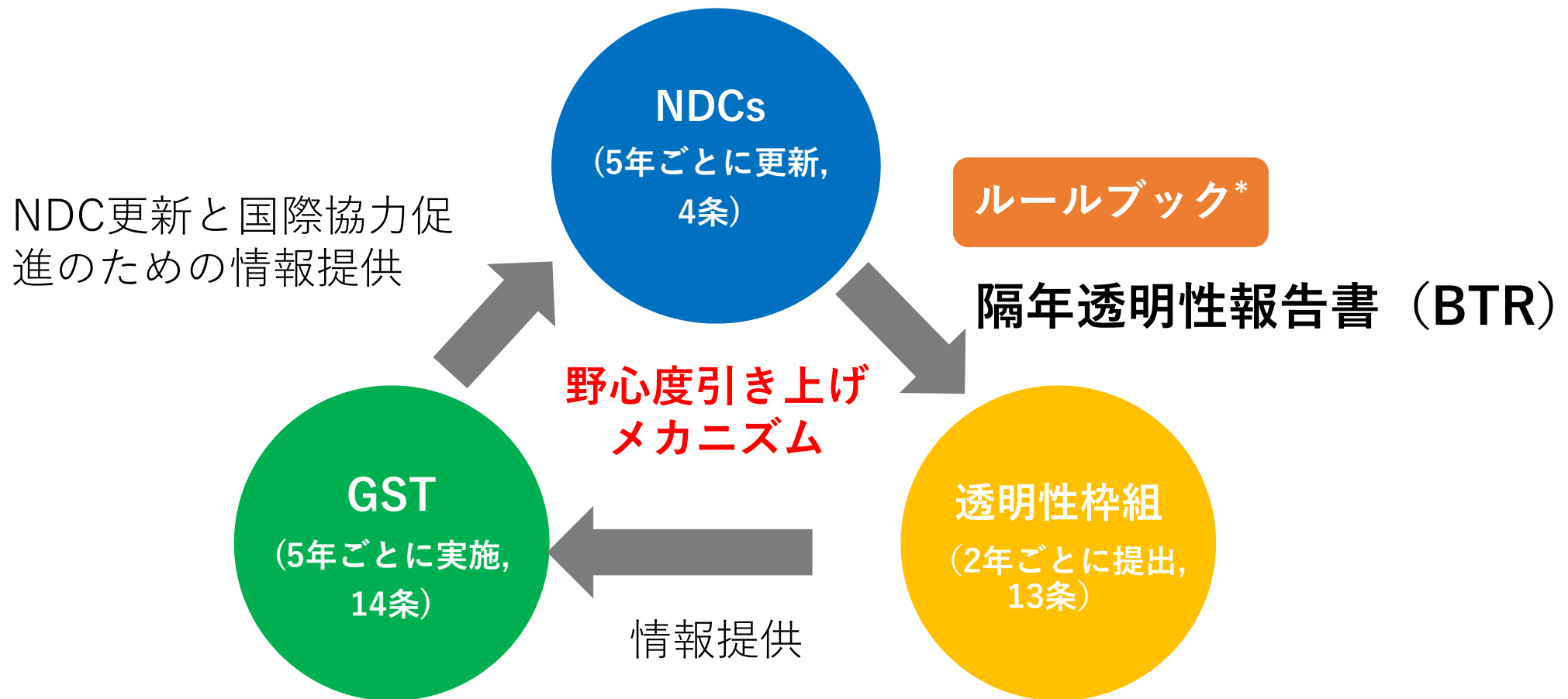
気候変動とエネルギー領域 / 研究員

梅宮 知佐

# 構成

- 透明性枠組みとは
- 途上国の視点から見た5つのポイント
  - ① 「強化された」透明性枠組みの実現
  - ② 柔軟性の導入
  - ③ 核となる温室効果ガスインベントリ
  - ④ 新たな試み、NDCの進捗に関する指標
  - ⑤ 支援活用の透明性の向上
- 実践に向けて

# 「透明性枠組み」とは： NDCの実施・達成状況の事後報告



(出典：Tamura, K., Suzuki, M., Yoshino, M. (2016) Empowering the Ratchet-up Mechanism under the Paris Agreement, IGES)

(\* Modalities, procedures and guidelines for the transparency framework for action and support referred to in Article 13 of the Paris Agreement)

# 隔年透明性報告書（BTR）に含まれる報告要素

- 行動** 1. 国家温室効果ガスインベントリ報告書 **【必須】**
- 行動** 2. NDCの実施・達成の進捗に関する情報 **【必須】**
- 行動** 3. 気候変動インパクト及び適応に関する情報 **【必須でない】**
- 支援** 4. 先進国によって提供・動員された資金、技術開発・移転、能力構築支援に関する情報 **【先進国・必須】**
- 支援** 5. 途上国によって必要・受託された資金、技術開発・移転、能力構築支援に関する情報 **【途上国・必須でない】**

## ポイント①：「強化された」透明性枠組みの実現

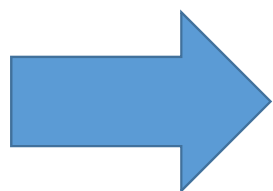
---

### *Article 13.1*

In order to build mutual trust and confidence and to promote effective implementation, **an enhanced transparency framework for action and support**, with built-in flexibility which takes into account Parties' different capacities and builds upon collective experience is hereby established.

# ルールブックで何が「強化された」のか？

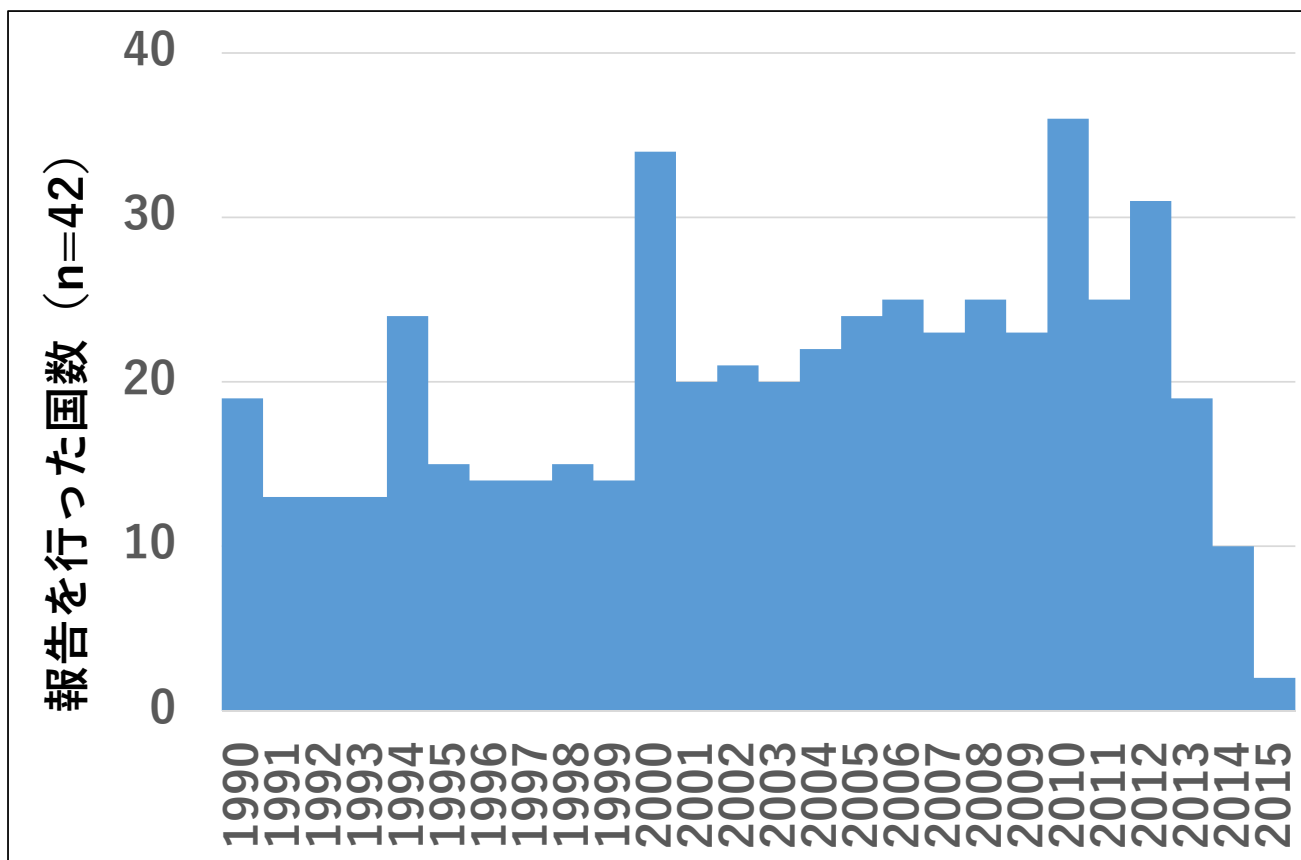
- 原則、途上国と先進国で差がない、共通で一つのルール  
(後発開発途上国、小島嶼開発途上国を除く)



全ての締約国が、

- 2024年12月31日までに、第1回BTRを提出し、以降2年ごとに提出する。
- 技術的専門家審査（レビュー）を受ける。

# 近年の報告の現状：温室効果ガス総排出量データの偏り



対象年別、隔年更新報告書（BUR）において国の総排出量を報告した国数

（出典：IGES BURデータベース（2018年））

# 気候変動の報告に要する能力





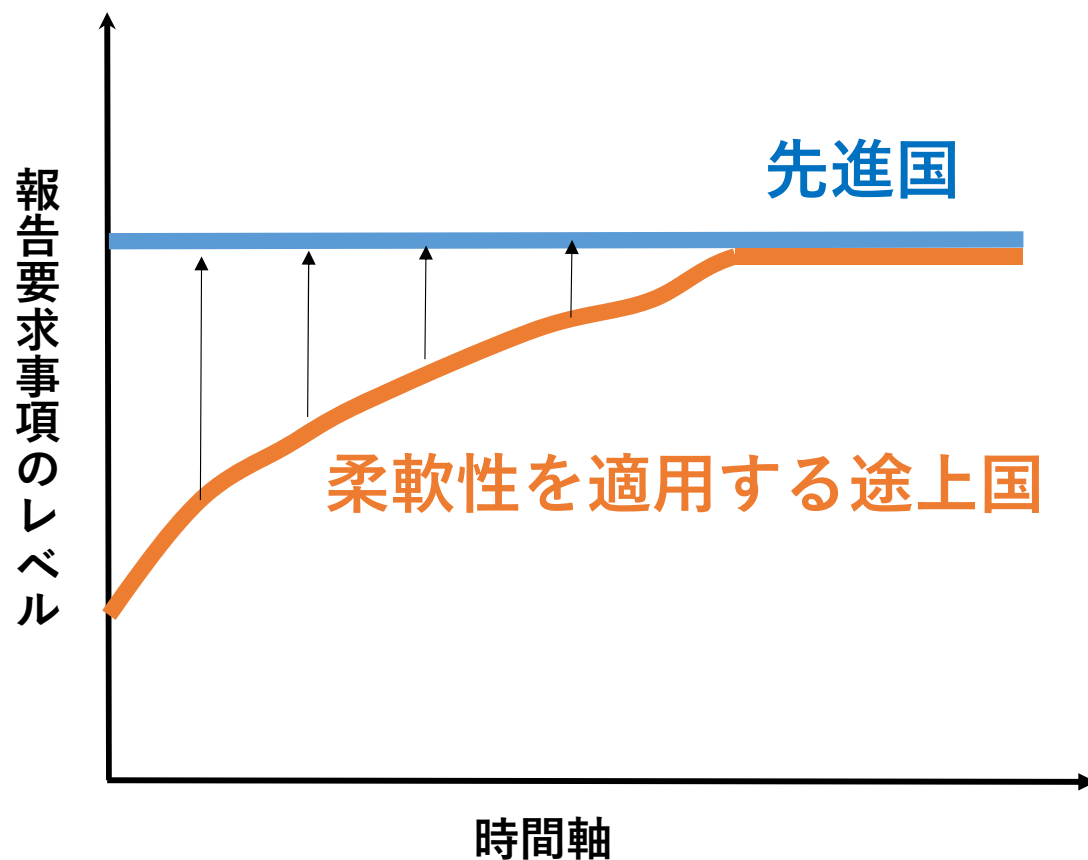
## ポイント②：柔軟性の導入

---

*Annex I. C. (para 4-6)*

**Flexibility to those developing countries that need it in the light of their capacities**

## 柔軟性を持って段階的な報告の改善を促す



- 一部の要求事項の緩和
- 能力が限定的な途上国のみ
- 自己申告制
- 改善に向けたスケジュールの提示
- 必要な支援の特定

透明性枠組みにおける柔軟性適用のイメージ

## ポイント③：核となる温室効果ガスインベントリ

---

*Annex II. (para 17-58)*

**National inventory report of anthropogenic emissions by sources and removals by sinks of greenhouse gases**

# 大幅な改善が期待されるインベントリ

## ルールブックの要求事項（一部）と隔年更新報告書（BUR）における報告の現状

区分		内容	現状 <sup>1)</sup>
①算定方法		2006年IPCCガイドライン	約70%
②ガスの種類		7ガス	約5%（6ガス、50%）
	柔軟性あり	3ガス	100%
③地球温暖化係数		IPCC第5次評価報告書	約5%
④報告の開始年		1990年以降毎年	約30%
	柔軟性あり	参照年、2020年以降毎年	-
⑤報告の最終年		提出年の2年前まで	約5%
	柔軟性あり	提出年の3年前まで	約30%

## ポイント④：新たな試み、NDCの進捗に関する指標

---

### *Annex III. C. (para 65-79)*

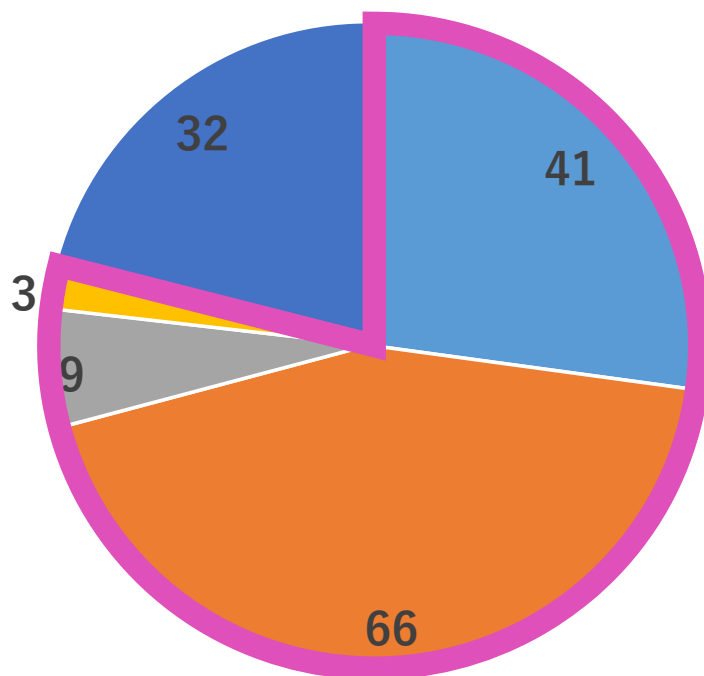
**Information necessary to track progress made in implementing and achieving its nationally determined contribution under Article 4 of the Paris Agreement**

## NDC進捗の報告の仕方

1. NDCに関連した指標の特定
2. 基準年（参照年）の指標に関する情報の収集
3. 最新年の指標に関する情報の収集
4. 2. と 3. の比較
5. NDCを達成したかどうかの評価

# NDCの進捗報告の指標には、インベントリが重要

- 総量削減目標
- BAU比削減目標
- GDP当り排出量削減目標
- 排出量ピーク年
- 政策措置と行動



NDCタイプ別国数 (n=151)

## 【政策措置と行動タイプの例】

- 2020年までに森林面積被覆率を70%に増加させる（ラオス）
- 2016年から2030年までに、26万個の調理用コンロを普及させる（ミャンマー）
- 2050年までに再エネ導入率を80%にする（ネパール）

## ポイント⑤：支援活用の透明性の向上

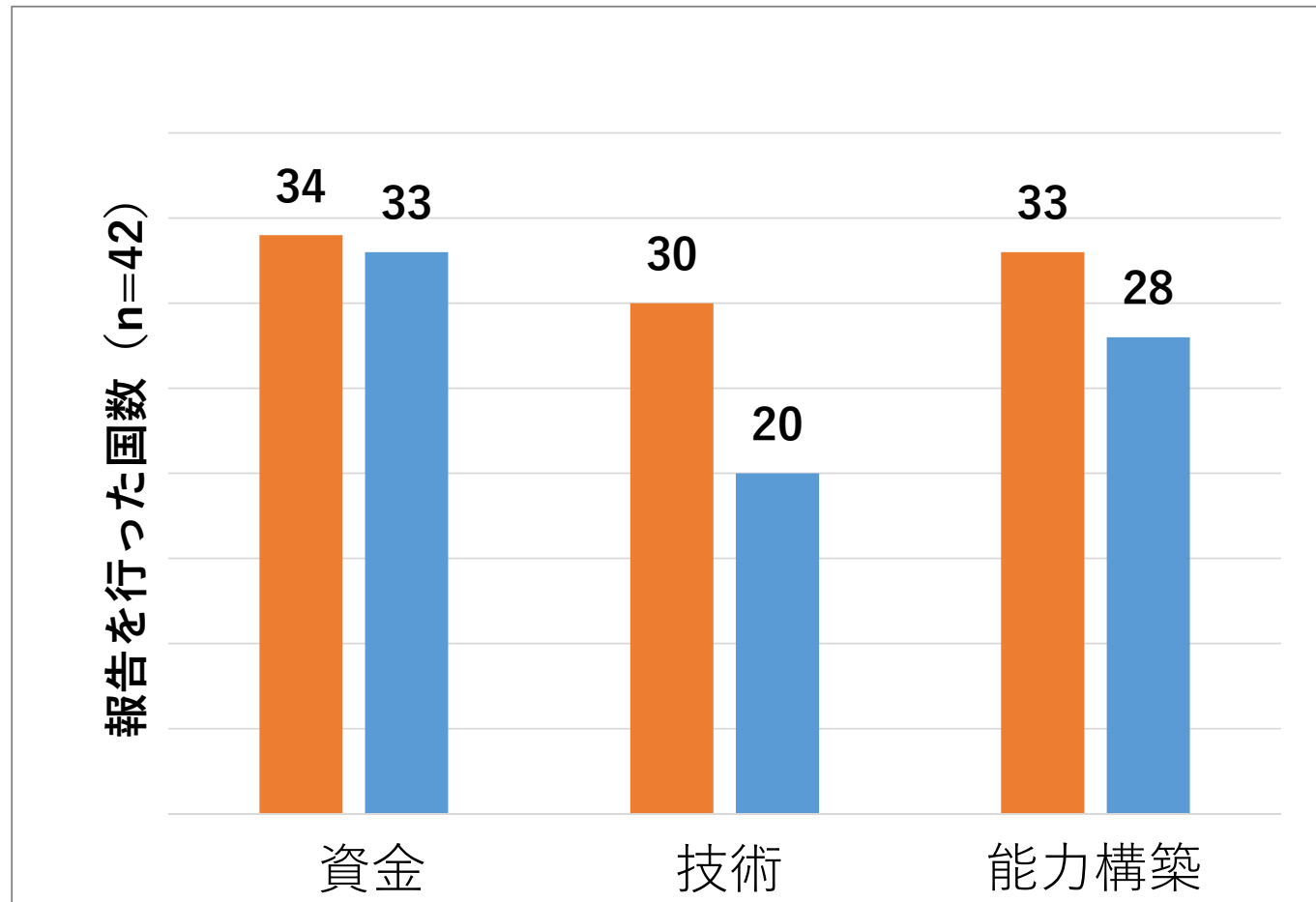
---

*Annex VI. (para 130-145)*

**Information on financial, technology development and transfer and capacity-building support needed and received under Articles 9–11 of the Paris Agreement**



# 支援に関する報告の現状



■ : 必要な支援  
■ : 受託された支援

隔年更新報告書 (BUR) において支援に関する報告をした国数

# 支援活用の戦略とインパクトの報告が必要

ルールブックの要求事項（一部）と隔年更新報告書（BUR）における報告の現状

区分	内容	現状 <sup>1)</sup>
①国情、組織体制、戦略	情報の収集・報告システム	約30%
	支援活用の戦略	約2%
②前提条件、定義、方法論	推計金額	約40%
	種類（緩和・適応・横断）	約60%
	分野（エネルギー分野等）	約70%
	インパクト	0%

（出典1：IGES BURデータベース（2018年））

## 実践に向けて： 気候変動に限定しない幅広い活用を視野に

- 「強化された」透明性枠組みに対応するには、途上国自身がインセンティブを持って、継続的に努力をすることが鍵となる
- その努力の過程が、気候変動に限定しない、より広範な社会経済の発展に役立つという考え方が重要ではないか
- 日本を含めた国際社会は、基礎的な統計の整備や科学的データの収集・蓄積等に対して、長いスパンで支援・協力を進めるべき

ご清聴ありがとうございました。

気候変動とエネルギー領域 / 研究員

**梅宮 知佐**

umemiya@iges.or.jp

**IGES** Institute for Global Environmental Strategies  
公益財団法人 地球環境戦略研究機関